

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（在学期間の算定）</u></p> <p>第1条の2 条例第3条第1項第3号の規定による期間の算定については、月の初日において公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に在学（通信制の課程にあっては受講の許可を受けた在学に限る、次の各号に掲げる者の当該各号の入学以前の在学を除く。）していた月を1月（月の初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月にあつては、0.75月）として計算する。この場合において、計算した月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（1） 県立の高等学校の全日制又は定時制の課程に入学（第1学年の途中又は第2学年以上に許可された入学を除く。）した者</p> <p>（2） 県立の高等学校の通信制の課程に入学した者</p> <p>2 月の初日に高等学校等に在学しない場合で、当該月の初日以外の日に高等学校等に入学（第1学年の途中又は第2学年以上で許可された入学（通信制の課程にあっては、これに相当する入学）を除く。）をしたときにおける前項の規定の適用については、当該月の初日に在学していたものとみなす。</p> <p>3 第1項の期間の算定については、高等学校等における留学又は休学の期間の月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）を除算する。この場合における当該月数の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定めるところによるほか、留学又は休学の期間に1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、30日をもって1月とする。</p> <p>4 負傷又は疾病の療養のための欠席（傷病名、療養の期間等を記載した医師の証明書があるものに限る。）については、前項の休学とみなして、同項の規定を適用する。</p>	<p><u>（受給資格認定の申請に係る授業料の納付の猶予等）</u></p> <p>第1条の2 条例第3条第3項の規則で定める者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の認定（以下「受給資格認定」という。）の申請をした日の属する月の初日の翌日から当該月の納付期間（条例第3条第2項の納付期間をいう。）の末日までの間に入学した者とする。</p> <p>2 条例第3条第5項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） 法第8条第1項の規定による申出をした者（月の初日に申出をした者を除く。）</p> <p>（2） 法第17条の規定により同条に規定する保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項の届出をしない者</p> <p><u>（受給資格認定を受けることができなかった者等に係る授業料の納付）</u></p> <p>第1条の3 条例第3条第5項の規定に該当する者は、次の表</p>

の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期限内に納付しなければならない。

<p>条例第3条第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの</p>	<p>条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第3条第2項の規定により教育委員会が通知をした日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内</p>
<p>法第17条の規定による届出により就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格がないとされた者</p>	<p>法第3条第2項の規定により就学支援金が支給されないこととなる月から省令第11条第3項の規定により教育委員会が通知をした日の属する月までの月分の授業料</p>	<p>省令第11条第3項の規定により教育委員会が通知をした日から起算して15日以内</p>
<p>前条第2項第1号に掲げる者</p>	<p>省令第10条第2項の規定により申出をした日の属する月の月分の授業料（条例第3条第7項の規定により徴収しないこととされる授業料を除く。）</p>	<p>省令第10条第3項の規定により教育委員会が通知をした日から起算して15日以内</p>
<p>前条第2項第2号に掲げる者</p>	<p>法第17条の規定による届出をすべき日として教育委員会が定める日（以下「届出をすべき日」という。）の</p>	<p>届出をすべき日から起算して15日以内</p>

属する年度の7月
から当該届出をす
べき日の属する月
までの期間に対応
する月の月分の授
業料

(受給資格認定を受けることができなかつた者等に係る通信制受講料の納付)

第1条の4 条例第6条第4項において準用する条例第3条第5項の規定による通信制受講料の納付は、条例第6条第1項に規定する者に対して支給があつたものとみなされる就学支援金の額が当該者に係る通信制受講料の額より少ないとき（少なくなると見込まれる場合を含む。）に限り、その差額について、当該者に対して就学支援金が支給されないこととされる旨の省令第3条第2項、第10条第3項又は第11条第3項の規定による通知をした日（法第17条の規定による届出をしなかつた者にあつては、当該届出をすべき日）から起算して15日以内にならなければならない。

(授業料の減免)

第2条 [略]

(口座振替納付者に係る納入通知等)

第9条 [略]

(月の初日以外の日に入学者に係る授業料の納付等の規定の適用)

第10条 月の初日に県立高等学校に在学しない者で当該月の初日以外の日に入学者に係る授業料の納付等の規定の適用は、当該月が4月であるときに限り、当該月の初日に在学していたものとみなして、条例第3条、第6条及び第9条並びに第1条の2から第1条の4までの規定を適用する。

2 月の初日に法第2条に規定する高等学校等に在学しない者で当該月の初日以外の日に入学者に係る授業料の納付等の規定の適用は、当該月が4月であるときに限り、当該月の初日に在学していたものとみなして、条例第3条、第6条及び第9条並びに第1条の2から第1条の4までの規定を適用する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、授業料及び通信制受講料の納付に関し必要な事項は、知事が定める。

(授業料の減免)

第2条 [略]

(口座振替納付者に係る納入通知等)

第9条 [略]

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。